

令和5年度版

東浦町の環境

東浦町

環境を大切にするまち・

ひがしうら環境宣言

澄んだ空気、きれいな水、緑豊かな自然に恵まれた環境は、人間をはじめ生きるもののすべての願いであります。

この願いを実行するために、次のことをめざします。

- ・自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり
- ・いのちと健康を大切にする安全のまちづくり
- ・ものとエネルギーを大切にする循環のまちづくり
- ・住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

そして、これを次の世代に引き継いでいくとともに、恵み豊かな環境をつくりあげていくために、東浦町を「環境を大切にするまち・ひがしうら」とすることを宣言します。

平成12年10月11日制定 東浦町

目 次

I	東浦町の概要	1
II	環 境 保 全	
1	公害による苦情	3
2	大 気 汚 染	6
3	水 質 汚 濁	13
4	騒 音 ・ 振 動	21
5	悪 臭	26
6	地 盤 沈 下	28
7	公害防止協定	29
8	地球温暖化対策事業	32
9	環境基本計画の推進	33
III	廃 棄 物	
1	ご み	38
2	し 尿	57
3	東部知多衛生組合の状況	60
	用 語 解 説	62

I 東浦町の概要

1 本町の位置、大きさ

本町は、名古屋市の南、知多半島の北東部、衣浦湾の最奥に位置し、北は大府市、西は阿久比町・知多市・東海市に、南は半田市に、東は境川を隔て刈谷市、高浜市に隣接しています。



位 置 (役場)	
東 経	136° 58′
北 緯	34° 58′

大 き さ	
東 西	6.2km
南 北	7.7km
面 積	31.14km ²

2 都市計画区域・用途地域

令和5年4月1日現在

区 分		面 積 (ha)	比 率 (%)	建 ぺ い 率 (%)	容 積 率 (%)
都 市 計 画 区 域		3,114.0	100.0	—	—
市 街 化 区 域		769.1	24.7	—	—
市街化調整区域		2,344.9	75.3	60	200
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	99.9	13.0	50・60	100
	第二種 "	—	—	—	—
	第一種中高層住居専用地域	218.4	28.4	60	150・200
	第二種 "	—	—	—	—
	第一種住居地域	189.3	24.6	60	200
	第二種 "	4.1	0.5	60	200
	準住居地域	31.2	4.1	60	200
	田園住居地域	—	—	—	—
	近隣商業地域	23.9	3.1	80	200
	商業地域	18.4	2.4	80	200・400
	準工業地域	29.0	3.8	60	200
	工業地域	131.0	17.0	60	200
	工業専用地域	23.9	3.1	60	200

3 人口及び世帯数の推移

(各年: 3月末現在)

年	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			人口密度 (人/km ²)
		男	女	計	
R1	20,453	25,222	24,823	50,045	1,607
R2	20,719	25,291	24,863	50,154	1,611
R3	21,027	25,352	25,016	50,368	1,617
R4	21,163	25,281	25,091	50,372	1,618
R5	21,408	25,212	25,021	50,233	1,613

(注) 東浦町の人口総数 (外国人人口を含む)

Ⅱ 環境保全

1 公害による苦情

(1) 公害による苦情の現況

公害による苦情は、地域住民の日常生活に密接した問題であり、その適切な処理は、住民の健康と文化的な生活を守るために、また紛争の未然防止のためにも必要であり、愛知県知多県民事務所など関係行政機関と協力し、苦情の早期解決に努めています。

以前の苦情の発生源は、工場や事業所からのものが多く見られましたが、近年では、住民の日常生活に伴って生じる苦情が多くなっており、内容も多様化しています。

苦情内容は、大気汚染、雑草に関する苦情が高い割合を占めており、中でも大気汚染は、住宅地や農地等での野焼きについての苦情や問い合わせが多く発生しています。

(2) 公害等による苦情の状況

①種類別件数

(単位：件)

年度 種類別		H30	R1	R2	R3	R4
典型 7 公害	大 気	37	27	65	45	33
	水 質	2	3	1	6	2
	土 壌	0	0	0	0	0
	騒 音	20	13	17	16	14
	振 動	0	1	0	1	0
	悪 臭	15	15	7	14	5
	地盤沈下	0	0	0	0	0
そ の 他 (不法投棄・雑草等)		172	142	171	160	134
計		246	201	261	242	188

②地区別件数

(単位：件)

地区 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4
森 岡	46	29	38	32	24
緒 川	53	58	55	64	43
緒川新田	40	40	47	32	40
石 浜	33	33	57	41	20
生 路	22	16	22	33	30
藤 江	52	24	35	38	30
不 明	—	1	7	2	1
計	246	201	261	242	188

③主な苦情の内容

大 気・・・焼却行為(野焼き)
 騒 音・・・事業場等の機械の作業騒音、日常生活音
 悪 臭・・・店舗、家庭からの排水

(3) 環境監視員の活動状況

平成13年4月1日から、環境監視員1名、平成14年4月1日から2名で町内各地区のパトロール活動を重点に行い、苦情発生後の対応型から未然防止型へ転換を図り、住民の生活環境の保全に寄与することを目指しています。

また、不法投棄等の違反行為の発生時には、その調査や指導、警察等関係機関との連絡調整を行っています。

① 環境監視活動状況

(単位：箇所)

項目 \ 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	不法投棄	雑草	産廃施設警戒	その他	合計
H30	23	60	17	2	11	1,049	122	129	869	2,282
R1	20	56	9	1	12	978	109	137	958	2,280
R2	38	52	7	2	4	1,076	87	226	1,341	2,833
R3	28	56	9	0	11	893	80	112	1,778	2,967
R4	12	64	8	1	7	831	81	183	1,795	2,982

(注) 箇所数は延べ数(その他は回数)

② 家電リサイクル法による家電4品目及びパソコンの不法投棄状況

(単位：個)

品目 年度	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	エアコン (室外機含む)	パソコン	合計
H30	18	11	3	3	0	35
R1	19	12	8	1	0	40
R2	7	13	4	0	0	24
R3	14	9	1	0	0	24
R4	7	7	2	0	1	17

(注) 環境監視により確認したもの

2 大気汚染

(1) 大気汚染の現況

大気汚染は、工場・事業所等から排出されるばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）や、自動車等からの排出ガス（一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素等）が主な原因となっています。

本町では東浦町役場に愛知県が大気汚染測定局を設置し、浮遊粒子状物質、窒素酸化物及び光化学オキシダントの測定をしています。

令和4年度の測定結果は、すべての項目において環境基準に適合しました。

また、ばい煙発生施設を設置している工場等への調査や、廃棄物等の野焼き防止など、大気汚染の防止にも積極的に努めていきます。

(2) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日環庁告第25号・平成8年10月25日環庁告第73号改正)

物質名 ()内告示年月日	環境基準		備考
	環境上の条件	適用除外	
二酸化硫黄(SO ₂) (昭48.5.16)	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域	
浮遊粒子状物質(SPM) (昭48.5.8)	1時間値の1日平均値が、0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	同 上	浮遊粒子状物質とは、その粒径が10μm以下の大気中の浮遊粉じんを示す。
一酸化炭素(CO) (昭48.5.8)	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	同 上	
二酸化窒素(NO ₂) (昭53.7.11)	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	同 上	
光化学オキシダント(Ox) (昭48.5.8)	1時間値が0.06ppm以下であること。	同 上	光化学オキシダントとは、オゾン、PAN等の光化学反応により生成される酸化性物質をいう。

(3) 測定点・測定項目

測定項目 測定点	浮遊粒子状物質 (SPM)	窒素酸化物 (NO+NO ₂)	光化学オキシダント (Ox)
東 浦 町 役 場 (昭49.4設置)	○	○	○

(注) 東浦町役場内での測定点は愛知県の測定局

(4) 各種届出状況

(令和5年3月31日現在：累計)

施 設 名	関係法令		大気汚染防止法		県民の生活環境の保全等に関する条例	
			工場等数	施 設 数	工場等数	施 設 数
ばい煙発生施設			41	114	7	14
粉じん発生施設			11	49	26	113
大気指定工場等			—	—	9	26

(資料：知多県民事務所環境保全課)

(5) 測定の状況

①浮遊粒子状物質 (S P M)

年度変化 (年平均値)

(単位：mg/m³)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
測定点					
東 浦 町 役 場	0.019	0.016	0.015	0.015	0.015

年間測定結果 (令和4年度)

項 目	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数と その割合		日平均値 0.10mg/m ³ を超えた 日 数 と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 の 最高値	環 境 基 準
				時間	%	日	%			
測定点	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	適否
東 浦 町 役 場	362	8687	0.015	0	0.0	0	0.0	0.107	0.039	適

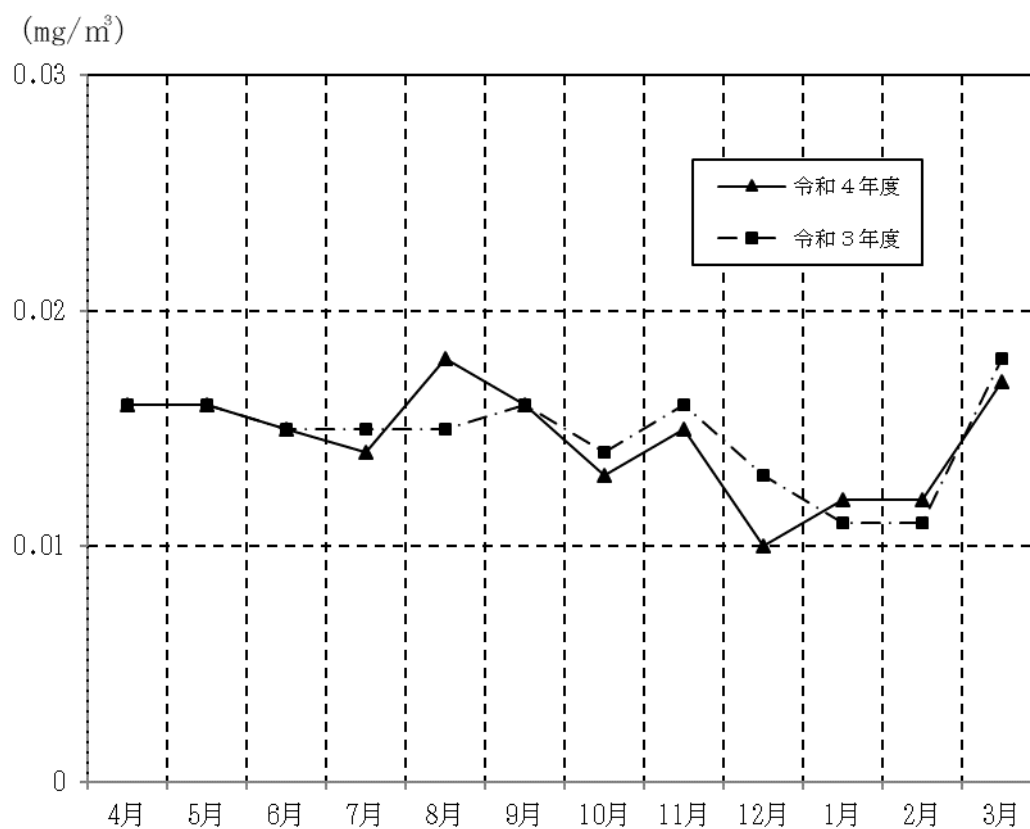
(資料：水大気環境課)

浮遊粒子状物質の月別測定結果

年 月 項 目			R4									R5		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
東 浦 町 役 場	有効測定日数	日	30	28	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	測 定 時 間	時間	719	689	719	741	742	719	742	717	743	743	671	742
	月 平 均 値	mg/m ³	0.016	0.016	0.015	0.014	0.018	0.016	0.013	0.015	0.010	0.012	0.012	0.017
	1 時 間 値 の 最 高 値	mg/m ³	0.046	0.042	0.054	0.037	0.044	0.048	0.053	0.107	0.045	0.075	0.041	0.053
	日 平 均 値 の 最 高 値	mg/m ³	0.031	0.032	0.027	0.025	0.030	0.037	0.023	0.028	0.017	0.039	0.024	0.030

(資料：水大気環境課)

浮遊粒子状物質の経月変化（月平均値）



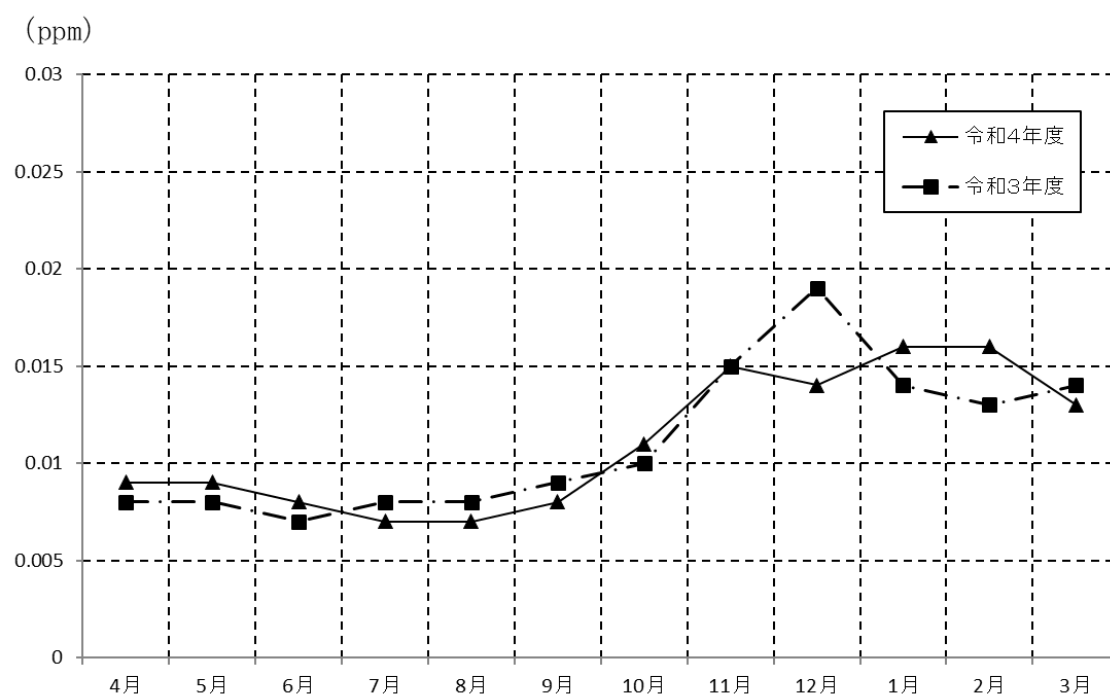
②窒素酸化物（NO+NO₂）

一酸化窒素（NO）・二酸化窒素（NO₂）・窒素酸化物（NO_x）の月別測定結果

年 月 項 目			R4									R5			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
東 浦 町 役 場	有効測定日数		日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	測 定 時 間		時間	713	737	713	738	734	714	734	714	738	737	666	738
	一 酸 化 窒 素	月 平 均 値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002
		1時間値の 最 高 値	ppm	0.009	0.017	0.011	0.019	0.010	0.010	0.021	0.030	0.040	0.054	0.036	0.032
		日平均値の 最 高 値	ppm	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.005	0.007	0.009	0.018	0.012	0.005
	二 酸 化 窒 素	月 平 均 値	ppm	0.009	0.008	0.007	0.006	0.006	0.007	0.010	0.012	0.012	0.013	0.013	0.011
		1時間値の 最 高 値	ppm	0.031	0.036	0.036	0.018	0.024	0.026	0.036	0.035	0.040	0.055	0.045	0.040
		日平均値の 最 高 値	ppm	0.014	0.018	0.010	0.009	0.012	0.014	0.020	0.020	0.024	0.039	0.031	0.022
		日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窒 素 酸 化 物	月 平 均 値	ppm	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.008	0.011	0.015	0.014	0.016	0.016	0.013
		1時間値の 最 高 値	ppm	0.036	0.041	0.044	0.031	0.033	0.032	0.044	0.062	0.070	0.092	0.074	0.072
		日平均値の 最 高 値	ppm	0.015	0.020	0.013	0.011	0.014	0.016	0.024	0.026	0.033	0.057	0.043	0.026
		NO ₂ /(NO+NO ₂) (月 平 均 値)	%	91.8	91.7	86.2	80.4	87.8	88.2	87.7	83.1	82.5	79.8	83.5	86.6

(資料:水大気環境課)

窒素酸化物（NO_x）の経月変化（月平均値）

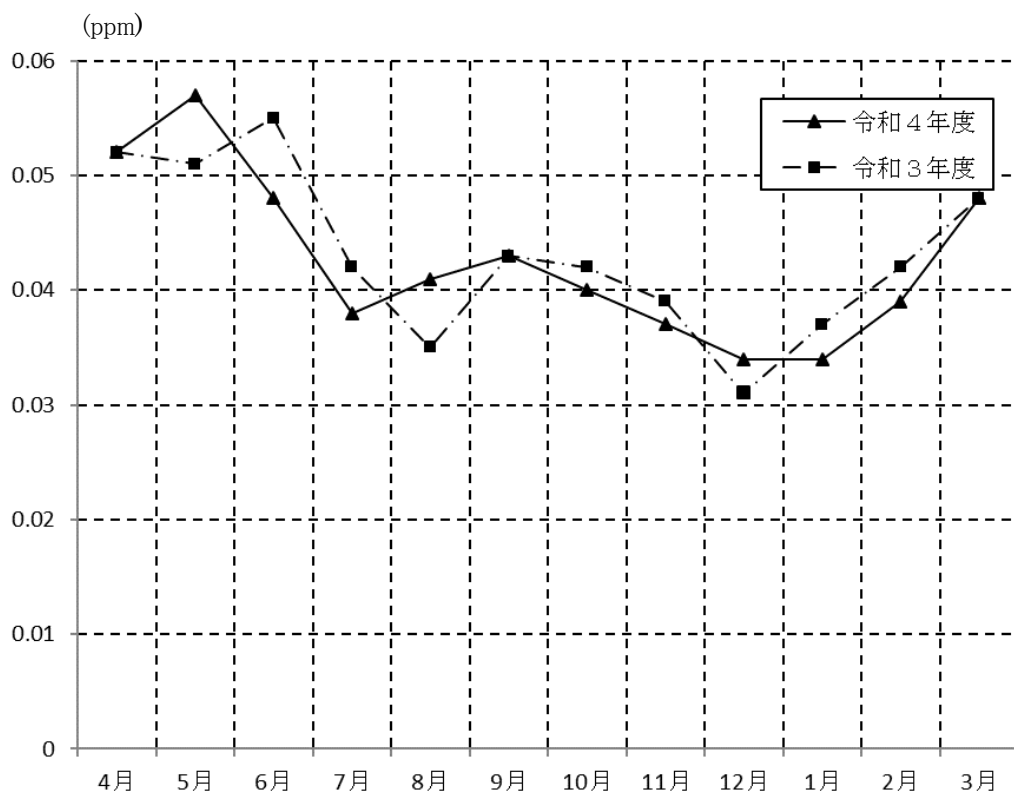


③光化学オキシダント (O_x)
光化学オキシダントの月別測定結果

年 月 項 目			R4										R5		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
東 浦 町 役 場	昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	
	昼間測定時間	時間	448	463	448	463	463	448	461	448	462	460	418	463	
	昼間の 1 時間 値が、0.06ppm を超えた日数 及び時間数	日	9	13	6	6	5	8	2	0	0	0	0	2	
		時間	42	63	18	15	11	18	9	0	0	0	0	2	
	昼間の 1 時間 値が 0.12ppm を超えた日数 及び時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	昼間の 1 時間 値 の 最 高 値	ppm	0.081	0.090	0.069	0.075	0.074	0.093	0.071	0.055	0.044	0.042	0.051	0.062	
	昼間の日最高 1 時 間 値 の 月 間 平 均 値	ppm	0.052	0.057	0.048	0.038	0.041	0.043	0.040	0.037	0.034	0.034	0.039	0.048	

(資料：水大気環境課)

光化学オキシダントの経月変化 (昼間の日最高1時間値の月間平均値)



④ダイオキシン類

(単位:pg-TEQ/m³)

年度	春季	夏季	秋季	冬季	年平均	環境基準値
H30	—	0.01	—	0.02	0.01	年平均値が0.6以下
R1	—	0.01	—	0.02	0.01	
R2	—	0.01	—	0.03	0.02	
R3	—	0.01	—	0.02	0.01	
R4	—	0.01	—	0.03	0.02	

(注) 1 pg (ピコグラム) : 1兆分の1g

2 TEQ: ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す単位

ダイオキシン類は異性体が多く、毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い「2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」の量に換算した値として表した毒性当量

3 平均値は、PCDD(ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)、PCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)及びCo-PCB(コプラナーポリ塩化ビフェニル)の値の合計

⑤ばい煙

大気汚染物質の排出抑制のため、発生施設がある工場で調査を実施しています。

測定結果は、14の工場で公害防止協定の基準に適合しました。

事業所数	ばいじん(平均値)	窒素酸化物(平均値)	硫黄酸化物(平均値)
14	0.044g/m ³ N	82.07ppm	0.066g/m ³ N

3 水質汚濁

(1) 水質汚濁の現況

水質汚濁は、炊事・洗濯等の日常生活を営むうえで排出される生活排水や工場・事業所等からの排水が主な原因となって起こります。水質・底質の悪化、悪臭の発生、有害物質（カドミウム・全シアン等）による水質汚濁が起きると、飲料水や魚介類を通して人体に吸収され、人の健康に被害が生じるおそれがあります。

本町の河川は、須賀川・豆搦川・明徳寺川・岡田川・境川の各水系で衣浦湾へ、鎌池川は阿久比川へ流入しています。水質を監視するため、河川 14 地点、ため池 32 地点、排水路 6 地点の計 52 地点で水質調査を実施しています。

今後も水質汚濁の大きな原因となる生活排水への対策として、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水による汚れを少しでも減らせるよう啓発に努め、定期的な河川パトロールを実施し、水質の汚濁防止を図ります。

(2) 水質汚濁に係る環境基準（昭46. 12. 28環庁告第59号・令5. 6環庁告第6号改正）

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.02mg/ℓ以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒 素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエレン	0.04mg/ℓ以下	1, 4-ジメチル	0.05mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		
備 考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンについては、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			

②生活環境の保全に関する環境基準

河 川(湖沼を除く)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数
AA	水道1級、自然環境保全 およびA以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水 浴およびB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道3級、水産2級およ びC以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1000CFU/ 100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級 およびD以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水 およびEの欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ 以上	—
測 定 方 法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定め る方法	付表9に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	付表10に掲げ る方法
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質 値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる) 3 測定方法やその他 留意事項については、環境庁告示参照。						

(注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級： 沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級および水産3の水
産生物用

水 産 2 級： サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用

水 産 3 級： コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級： 沈でん等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級： 特殊な浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

※町内河川で、環境基準が定められた河川は、境川と鎌池川から流入する阿久比川の2河川であり、類型は
境川はB、阿久比川はCである。

(3) 調査の状況（河川・ため池・排水路）

令和4年度の調査結果

地点	地点		測定月	pH	BOD・COD	SS	DO	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質	窒素含有量	りん含有量
No.					(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(CFU/100ml)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)
1	河川	石ヶ瀬川	5月	7.8	3.9	7	9.8	280	0.5未満	4.9	0.16
			11月	7.7	2.2	4	10.5	610	0.5未満	4.3	0.16
2		五ヶ村川上流	5月	7.6	1.7	13	4.5	58	0.5未満	1.7	0.14
			11月	7.5	2	29	6.3	280	0.5未満	1.9	0.22
3		五ヶ村川中流	5月	7.7	1.1	17	5.1	96	0.5未満	1.8	0.17
			11月	7.4	1.6	23	6.6	430	0.5未満	1.8	0.19
4		岡田川上流	5月	7.8	3.1	7	10.6	160	0.5未満	3.9	0.32
			11月	7.5	2.8	3	9.8	7,800	0.5未満	5.1	0.34
5		岡田川中流	5月	7.7	4.9	6	10.2	120	0.5未満	3.4	0.19
			11月	7.5	3.2	3	10.2	1,100	0.5未満	4.7	0.19
6		岡田川下流	5月	7.6	2.3	12	7.9	85	0.5未満	1.9	0.15
			11月	7.3	1.6	6	7.7	980	0.5未満	3.7	0.18
7		境川	5月	7.6	1.2	8	6.3	63	0.5未満	1.8	0.16
			11月	7.4	1.4	7	6.7	340	0.5未満	1.9	0.17
8		明德寺川上流西	5月	7.5	2.2	12	9	72	0.5未満	1.5	0.25
			11月	7.3	2.9	17	8.6	360	0.5未満	1.4	0.073
9		明德寺川上流	5月	7.7	4.8	13	9.5	500	0.5未満	2.7	0.12
			11月	7.4	2.6	4	10	300	0.5未満	3.9	0.078
10		明德寺川中流	5月	7.8	1.7	16	9.7	36	0.5未満	1.9	0.096
			11月	7.4	1.1	5	9.1	230	0.5未満	2.1	0.058
11		明德寺川下流	5月	7.7	1.5	22	6.4	120	0.5未満	1.9	0.11
			11月	7.2	1	4	8.3	180	0.5未満	2.1	0.066
12		鎌池川下流	5月	8.3	29	25	9.2	930	1.3	2.5	0.16
			11月	7.2	3.4	5	8.4	10,000	0.5未満	1.5	0.069
13		豆搦川	5月	7.9	2.1	13	9.5	60	0.5未満	1.1	0.082
			11月	7.5	1.6	7	9.2	1,000	0.5未満	2	0.17
14		須賀川	5月	7.4	10	40	8.4	5,500	0.5未満	4	0.91
			11月	7.3	4.6	7	7.2	1,800	0.5未満	5.9	0.89
15	ため池	大池	5月	7.5	9	20	7.3	5	0.5未満	1.1	0.11
16		杉之内池	5月	8	5.3	12	7.9	2	0.5未満	0.52	0.051
17		上申ヶ池	5月	8.2	9.4	8	9.8	1	0.5未満	0.85	0.092
18		下申ヶ池	5月	8.1	12	15	9.1	1未満	0.5未満	1	0.1
19		一ツ池	5月	7.5	4.4	9	8.6	2	0.5未満	0.37	0.04
20		二ツ池	5月	7.6	2.4	14	10.8	7	0.5未満	0.72	0.054
21		砂川池	5月	7.6	4.7	33	13	5	0.5未満	0.47	0.084
22		緒川新池	5月	7.6	5.4	7	7.7	9	0.5未満	1	0.054
23		馬池	5月	7.9	11	15	8.5	1未満	0.5未満	1.3	0.076
24		大狭間池	5月	8.6	11	21	11.8	1未満	0.5未満	0.83	0.089
25		濁池	5月	7.1	4.4	10	8.6	1未満	0.5未満	0.55	0.04
26		下鰻池	5月	8.9	13	11	11.9	1未満	0.5未満	1	0.086

地点	地点		測定月	pH	BOD・COD	SS	DO	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質	窒素含有量	りん含有量
No.					(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(CFU/100mℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)
27	ため池	上鰻池	5月	8.8	24	33	13.4	5	0.5未満	1.6	0.26
28		本坪池	5月	7.8	11	11	8.3	1未満	0.5未満	0.66	0.077
29		上ノ池	5月	7.9	3.3	12	11.8	3	0.5 未満	0.44	0.047
30		雁狭間池	5月	9.1	7.8	19	11.7	1	0.5 未満	0.44	0.078
31		新左田池	5月	7.8	6.1	18	8.1	75	0.5 未満	0.29	0.043
32		上高根池	5月	7.4	5.1	6	5.4	4	0.5 未満	0.25	0.027
33		明治池	5月	7.5	5.9	24	9.5	12	0.5 未満	0.9	0.1
34		明覚池	5月	7.5	8.7	37	4.6	70	0.5 未満	1	0.084
35		新池	5月	7.1	8.4	13	6.9	14	0.5 未満	0.76	0.063
36		下三ツ池	5月	7.5	7.1	16	8.2	12	0.5 未満	0.36	0.045
37		上三ツ池	5月	7.2	4.7	22	8.1	1	0.5 未満	0.76	0.039
38		菰蓋池	5月	7.8	5.9	5	10.8	1	0.5 未満	0.37	0.031
39		田之助池	5月	7.8	3.4	3	10.4	2	0.5 未満	0.31	0.024
40		黒鳥池	5月	8.5	18	33	16.5	25	0.5 未満	1.3	0.17
41		飛山池	5月	7.5	6.3	17	9.4	6	0.5 未満	0.75	0.053
42		永見池	5月	8	8.9	5	6.9	4	0.5 未満	0.8	0.038
43		藤仙坊池	5月	7.7	5.6	9	8.7	1	0.5 未満	0.42	0.04
44		午池	5月	8.1	8.8	23	11	4	0.5 未満	0.45	0.066
45		黒根池	5月	7.7	3.5	6	10.8	1	0.5 未満	0.22	0.027
46		新々池	5月	7.9	7.9	11	10.2	6	0.5 未満	0.68	0.05
47	排水路	半ノ木住宅前水路	5月	8.4	3.2	1未満	13	6	0.5 未満	—	—
48		森岡駅東水路	5月	7.9	3.8	20	8.1	370	0.5 未満	—	—
49		石浜浜新田排水路	5月	7.8	10	3	1.4	1,000	0.5 未満	—	—
50		生路2号排水路	5月	7.7	11	14	3.3	4,400	0.5 未満	—	—
51		生路5号排水路	5月	8.3	14	4	12.4	170	0.5 未満	—	—
52		巽ヶ丘ハイツ前	5月	9.6	210	60	6.6	900	2.8	—	—

(単位：mg/ℓ)

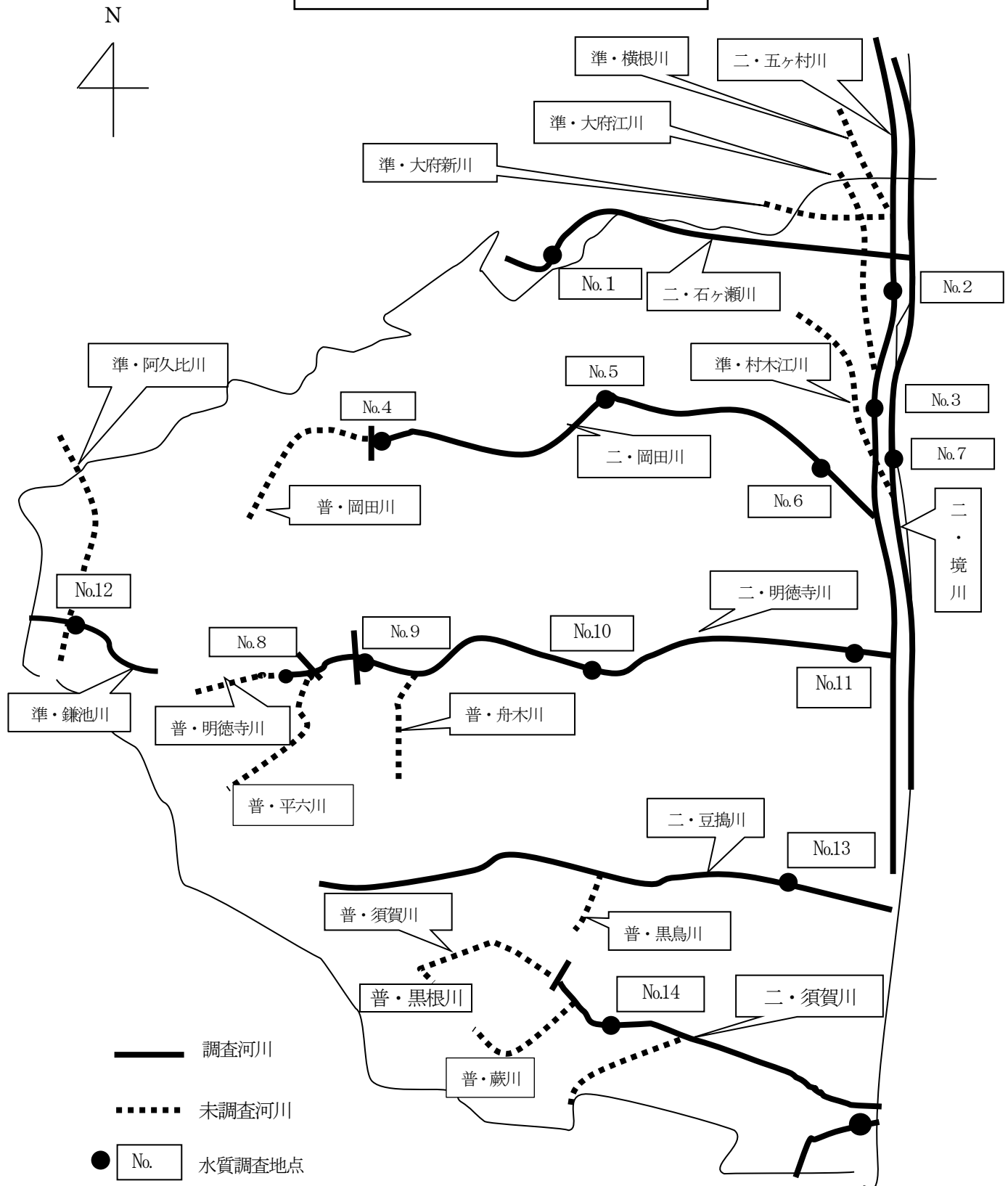
地点	地点		測定月	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
No.				アルキル水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸窒素及び亜硝酸窒素	
3	河川	五ヶ村川中流	5月	0.0003未満	不検出	0.005未満	0.01未満	0.005未満	0.0005未満
				不検出	不検出	0.001未満	0.0005未満	1	
7		境川	5月	0.0003未満	不検出	0.005未満	0.01未満	0.005未満	0.0005未満
				不検出	不検出	0.001未満	0.0005未満	1.2	
8		明德寺川上流西	5月	—	不検出	0.005未満	0.01未満	—	—
				—	—	—	—	—	—

地点	地点		測定月	全シアン (mg/L)	鉛 (mg/L)	六価クロム (mg/L)	砒素 (mg/L)	銅 (mg/L)	アンモニア態 窒素(mg/L)	電気伝導度 (mS/m)	亜鉛 (mg/L)
31	ため池	新左田池	5月	—	—	—	0.005未満	0.01未満	0.01未満	36	0.01未満
34		明覚池	5月	不検出	0.005未満	0.01未満	—	—	—	—	—

(単位：pg-TEQ/ℓ)

地点	地点		測定月	ダイオキシン類			水質環境基準			
2	河川	五ヶ村川上流	11月	1.3			1以下			

水質調査河川位置図（主な河川）



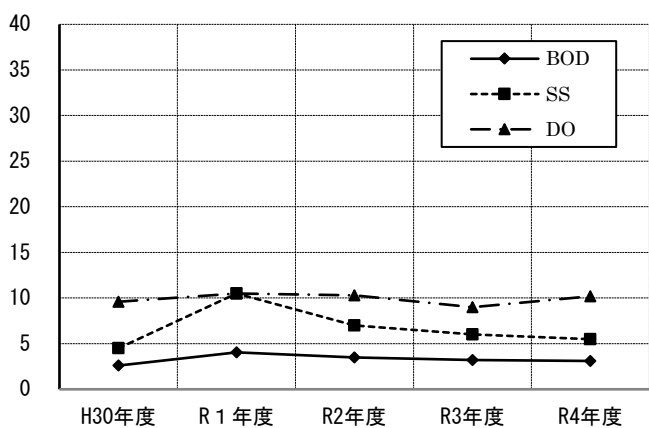
- (注) 1 一級河川 (一) : 一級河川とは、国土保全上 (治水) または国民経済上 (利水) 特に重要な水系で政令で指定したものにかかわる河川で国土交通大臣が指定したものです。
- 2 二級河川 (二) : 二級河川とは、一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものにかかわる河川で都道府県知事が指定したものです。
- 3 準用河川 (準) : 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものは、準用河川として河川法の二級河川に関する一定の規定が準用されます。
- 4 普通河川 (普) : 河川法に基づく指定を受けない河川 (公共の水流、水面) を一般に総称して普通河川と呼びます。河川法に記述はなく厳密に河川法上の分類はありません。普通河川の管理は市町村が行っています。

河川BOD・SS・DO経年変化（年間平均値）

項目・年度 河川名		B O D (mg/ℓ)					S S (mg/ℓ)					D O (mg/ℓ)				
		H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
1	石ヶ瀬川	2.6	4.1	3.5	3.2	3.1	4.5	10.5	7	6	5.5	9.6	10.5	10.3	9	10.2
2	岡田川	2	2.9	1.9	2.3	3.0	9.3	8.7	3.8	4	6.2	10.3	10.3	10.3	9.7	9.4
3	鎌池川	4.2	34.5	2.8	5.9	16.2	6.5	21	6.5	7	15.0	8.8	8.4	10.1	9.7	8.8
4	明徳寺川	4.4	5.3	2.2	4.3	2.2	13.8	13.5	10.4	10.5	11.6	8.1	8.9	9.5	8.9	8.8
5	豆搦川	2.5	3.3	2.6	2.8	1.9	8	7	15	19.5	10.0	7.8	7.4	8.7	8	9.4
6	須賀川	8.7	6.8	5.9	6.4	7.3	23.5	18.5	21.5	22	23.5	7.9	6.9	7.6	9.3	7.8
7	五ヶ村川	1.2	3.2	2	1.9	1.6	30.8	22.3	15.8	33.5	20.5	5	6.3	6.7	5.9	5.6
8	境川	1.2	3.6	1.7	1.1	1.3	6	11	5.5	5	7.5	6.2	9.9	6.6	6.6	6.5

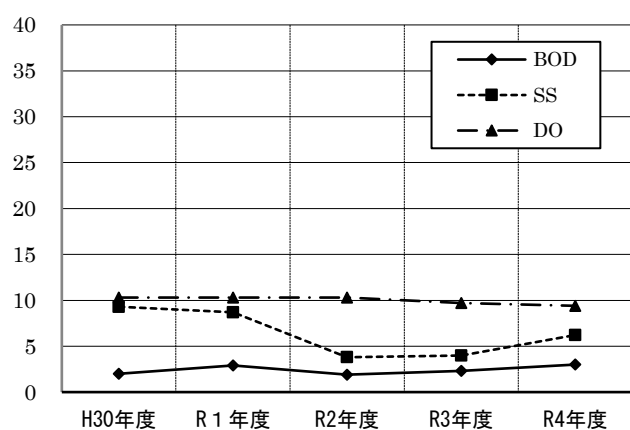
(mg/ℓ)

1. 石ヶ瀬川



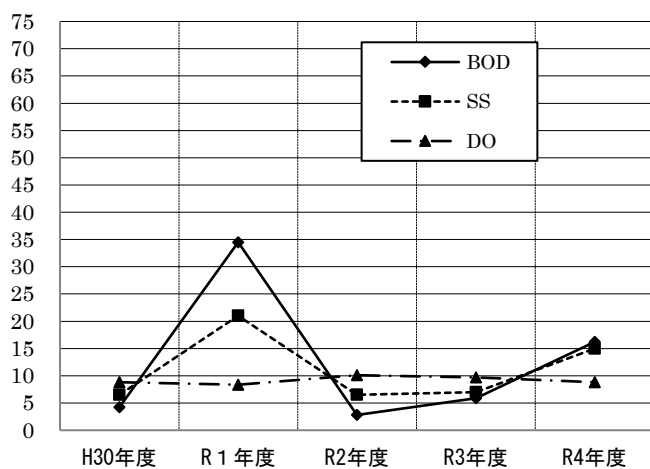
(mg/ℓ)

2. 岡田川



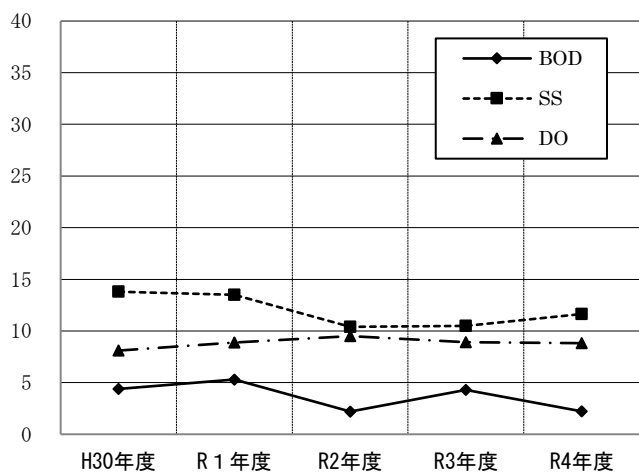
(mg/ℓ)

3. 鎌池川



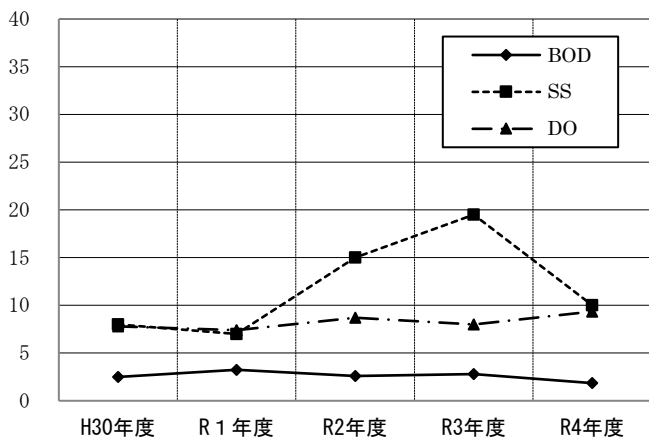
(mg/ℓ)

4. 明徳寺川



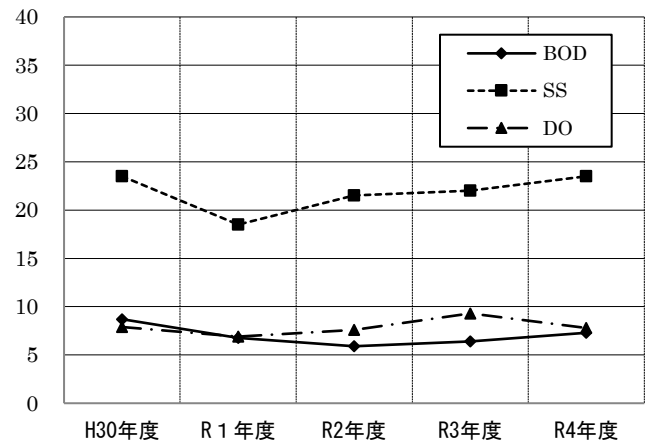
(mg/ℓ)

5. 豆搗川



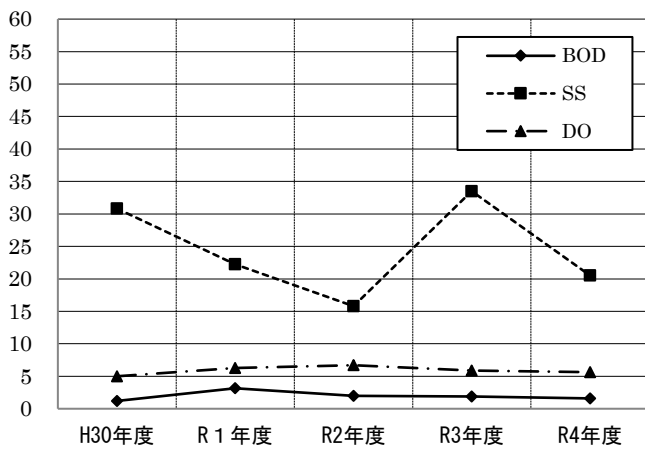
(mg/ℓ)

6. 須賀川



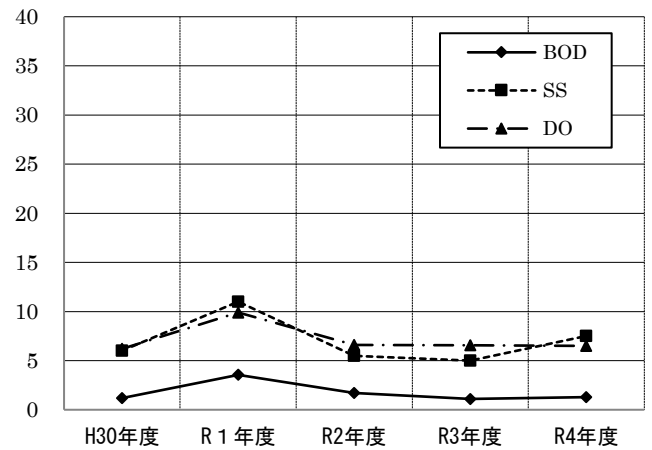
(mg/ℓ)

7. 五ヶ村川



(mg/ℓ)

8. 境川



(4) 生活排水の汚れを知りましょう

下の表は、主な食品の汚れの程度を示しています。

これらの食品をそのまま流した場合、コイやフナなどの魚が棲める水質(BOD 値 5 mg/ℓ 程度)にするには、浴槽何杯分もの水が必要となります。

川や海などの水の汚れは「生活排水」が一番の原因といわれています。台所やトイレ、洗濯、お風呂など私たちの日常生活から出る生活排水には、窒素やりんなどの栄養塩類が含まれており、三河湾などの閉鎖性水域（陸地に囲まれ、外海水との水交換がされにくい水域）においては、栄養塩類が滞留し、プランクトンが異常繁殖することにより赤潮が発生する等の影響を及ぼしています。

主な食品の汚れの程度

項目 食 品 名	これだけ 捨てたら	必 要 な 水 の 量	汚れぐあい		
			B O D	窒 素	り ん
み そ 汁	おわん 1 杯 (200ml)	浴槽4.1杯 (1,230ℓ)	31,000mg/ℓ	2,100mg/ℓ	180mg/ℓ
ラーメンの汁	ひとり分 (300ml)	浴槽8.2杯 (2,460ℓ)	41,000mg/ℓ	3,500mg/ℓ	140mg/ℓ
米のとぎ汁	2,000ml	浴槽1.2杯 (360ℓ)	900mg/ℓ	33mg/ℓ	24mg/ℓ
ビ ー ル	コップ 1 杯 (200ml)	浴槽12杯 (3,600ℓ)	90,000mg/ℓ	1,300mg/ℓ	22mg/ℓ
牛 乳	コップ 1 杯 (200ml)	浴槽16杯 (4,800ℓ)	120,000mg/ℓ	5,900mg/ℓ	930mg/ℓ

浴槽 1 杯は約 300ℓ

4 騒音・振動

(1) 騒音・振動の現況

騒音は、各種公害の中でも日常生活に密接したものが多く、発生源も多種多様で、騒音に対する慣れや個人感覚の差異もあり解決を難しくしています。

令和4年度の騒音・振動の苦情は14件あり、前年度から3件増加しました。主な苦情内容は、工事現場等の作業騒音です。

本町では、自動車騒音の測定を午前10時～11時と午後10時～11時に実施し、昼間、夜間とも環境基準に適合しました。

(2) 騒音

①騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環告64・平成24年3月30日環告54改正）（単位：dB）

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域			2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 以下	50 以下	車線を有する道路に面する地域		

(注) 時間区分: 昼間… 午前6時～午後10時 夜間… 午後10時～翌日午前6時

②幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度値

自動車騒音に係る要請限度（平成12年3月2日総理府令15）

（単位：dB）

昼間	夜間
75以下	70以下

自動車騒音調査結果（緒川字旭地内）

（単位：dB）

年度 \ 時間	昼間 (午前10時～11時)	夜間 (午前10時～11時)
令和2年度	68	65
令和3年度	69	64
令和4年度	67	64

※測定月 令和4年11月・12月

③特定工場の騒音規制基準値

騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(単位：dB)

時間の区分 地域の区分		昼 間	朝 夕	夜 間
		午前 8時～ 午後 7時	午前 6時～ 午前 8時 午後 7時～ 午後 10時	午後 10時～ 翌日の 午前 6時
騒音規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例			
第1種区	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	40	40
第2種区	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	50	45	40
第3種区	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65	60	50
	市街化調整区域	60	55	50
第4種区	工業地域	70	65	60
	工業専用地域	75	75	70
	その他の地域	60	55	50

(注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。

2 次の【 】の施設の敷地の周囲50mの区域（1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居は除く）の規制基準は上表の値から5dB減ずる。

【学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園】

3 1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居又は田園住居に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上表の値から5dB減ずる。

④騒音の大きさと人体に対する影響

(単位：dB)

区分 音の大きさ	音の大きさの目安	人体・生活への影響
30～40	・ホテルの室内 ・戸建住宅地（夜間）	・聞こえる会話には支障はなし
40～50	・図書館の館内 ・戸建住宅地（昼間）	・通常の会話は可能
50～60	・書店の店内 ・博物館の館内	・通常の会話は可能
60～70	・ファミリーレストランの店内 ・新幹線の車内	・大きい声を出さないと会話ができない
70～80	・セミの声 ・航空機の機内	・かなり大きい声を出さないと会話ができない
80～90	・ゲームセンター店内 ・パチンコ店内	・うるさくて我慢できない ・耳鳴り
100	・電車が通る時のガード下	・聴覚機能に異常をきたす
120	・飛行機のエンジンの近く	・短時間でも一時難聴になる

⑤特定施設関係各種届出状況(令和5年3月31日現在)

騒音規制法

(単位:箇所)

施設の種類	区分	特定工場等数	特定施設数
金 属 加 工 機 械		51	916
圧 縮 機 等		75	1,150
土 石 用 破 砕 機 等		7	33
織 機		211	15,632
建 設 用 資 材 製 造 機 械		4	3
木 材 加 工 機 械		13	85
印 刷 機 械		2	21
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機		14	140
鋳 型 造 形 機		2	13
計		379	17,993

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位:箇所)

施設の種類	区分	騒音発生施設 設置工場等総数	騒音発生施設総数
金 属 加 工 機 械		12	87
圧 縮 機 等		81	751
土 石 用 破 砕 機 等		2	5
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機		1	15
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		19	47
送 風 機 及 び 排 風 機		31	400
走 行 ク レ ー ン		4	32
真 空 ポ ン プ		2	38
計		152	1,375

⑥特定建設作業関係各種届出状況

騒音規制法

(単位:件)

作 業 の 種 類	届 出 件 数
くい打機等を使用する作業	5
さく岩機を使用する作業	90
空気圧縮機を使用する作業	12
コンクリートプラント等を設けて行う作業	2
バックホウを使用する作業	69
トラクターショベルを使用する作業	2
ブルドーザーを使用する作業	4
計	184

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位:件)

作 業 の 種 類	届 出 件 数
建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	38
コンクリートミキサー等を使用する作業	68
コンクリートカッターを使用する作業	82
ブルドーザー等を使用する作業	217
ロードローラー等を使用する作業	126
計	531

(3) 振 動

①特定工場の振動規制基準値

振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(単位：dB)

時間の区分		昼 間	夜 間
地域の区分		午前7時～ 午後8時	午後8時～ 翌日の午前7時
振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例		
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	55
	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	65	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 市街化調整区域	65	60
	工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70
	その他の地域	65	60

(注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。

2 次の【 】の施設の敷地の周囲50mの区域(工業、工業専用地域のみ対象)の規制基準は上の表の値から5dB減ずる。【学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園】

3 1種低住、1種中住、1種住居、2種低住、2種中住、2種住居、準住居又は田園住居に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上の表の値から5dBを減ずる。

②振動の大きさと人体に対する影響

デシベル (dB)	振動の目安	人体に対する影響
50	人体に感じない程度	睡眠影響はほとんどない
50～60	静止している人だけに感じる	振動を感じ始める
60～70	大勢の人に感ずる程度のもので、障子がわずかに動く	浅い睡眠に影響が出始める
70～80	家屋が激しく揺れ、障子がガタガタと音を立てる	深い睡眠にも影響が出る
90	家屋が激しく揺れ、すわりの悪いものが倒れる	人体に生理的影響が生じ始める

③特定施設関係各種届出状況(令和5年3月31日現在)

振動規制法

(単位：箇所)

施設の種類 \ 区 分	特定工場等数	特定施設数
金 属 加 工 機 械	52	649
圧 縮 機	66	636
破 砕 機 等	9	37
織 機	160	10,791
木 材 加 工 機 械	1	2
印 刷 機 械	3	18
合成樹脂用射出成形機	8	147
鋳 型 造 型 機	3	15
計	302	12,295

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位：箇所)

施設の種類 \ 区 分	振動発生施設 設置工場等数	振動発生施設数
金 属 加 工 機 械	4	64
圧 縮 機 等	70	782
土 石 用 破 砕 機	1	1
合成樹脂用射出成形機	1	16
ディーゼルエンジン	12	39
送 風 機 等	40	639
計	128	1,541

④特定建設作業関係各種届出状況

振動規制法

(単位：件)

作 業 の 種 類	届 出 件 数
くい打機等を使用する作業	6
舗装版破砕機を使用する作業	5
ブレーカーを使用する作業	74
計	85

5 悪 臭

(1) 悪臭の現況

悪臭は、人に不快感を与える感覚公害の一つです。慣れたにおいでも悪臭と感ずる場合があります。

令和4年度の悪臭苦情は5件ありました。悪臭を感じる人間の嗅覚は、個人差があり、臭いの発生源が個人によるものが多いため、近隣トラブルの原因や個人のモラルが問われるようになり、悪臭苦情の解決をより困難なものにしています。

本町では、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出により、悪臭状況を把握するとともに、各事業所等に対し、悪臭原因物の発生を抑えるよう指導しています。

(2) 規制基準

①臭気指数の規制基準値

敷地境界線における規制基準（悪臭防止法第4条第2項第1号）

規制地域の区分	第1種地域 (主に市街化区域)	第2種地域 (中間の区域)	第3種地域 (主に調整区域)
臭気指数	12	15	18

②臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定されます。

$$\text{「臭気指数」} = 10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$$

<計算例>

問題となる臭いを100倍まで希釈して臭いを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は100となるので、臭気指数は、次のとおり算出されます。

$$10 \times \log_{10}(100) = 20$$

臭気指数は、20

※参 考

臭気指数 10 = ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数 12～15 = 気をつければ分かる臭気（希釈倍率 16～32倍）

臭気指数 18～21 = らくに感知できる臭気（希釈倍率 63～126倍）

③悪臭関係工場等の届出状況(令和4年度)

(単位：施設)

業 種	届出件数
畜 産 農 業	
イ 豚房施設（豚房の総面積が50㎡以上のもの）	2
ロ 牛房施設（牛房の総面積が200㎡以上のもの）	17
ハ 鶏を3,000羽以上飼育するもの	2
飼料又は有機質肥料の製造業（乾燥施設を有するもの）	2
鋳物製造業（シェルモールド法によるもの）	0
し尿処理施設（し尿浄化槽を除く）	1
ご み 処 理 場	4
計	28

6 地盤沈下

(1) 地盤沈下の現況

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げが主な原因となって引き起こされます。

地下水位の低下と地盤の沈下は密接な関係にあるため、地盤沈下の予測手段として地下水位の変動状況の把握が重要となっており、愛知県からの委託を受けて東部知多浄化センターで毎月1回の水位観測を実施しています。その結果によれば、降水量、揚水量等の影響による変動はみられるものの、ほぼ安定しています。

また、愛知県が水準点測量を実施しており、その水準点の変動状況からは、経年的な地盤沈下の傾向は見られません。

(2) 地下水位観測結果

(単位：m)

測定場所	区分	月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	変動幅
東部知多浄化センター (森岡字三洲道41)	L	R3	11.33	10.52	11.23	11.35	10.8	10.54	10.48	10.4	10.6	10.65	10.63	11.15	10.81	0.95
		R4	10.69	10.77	11.89	11.82	11.75	11.12	10.9	10.8	10.4	10.77	10.76	10.71	11.03	1.49
	H 固定点標高 T.p.m5.41	R3	-5.92	-5.11	-5.82	-5.94	-5.39	-5.13	-5.07	-4.99	-5.19	-5.24	-5.22	-5.74	-5.4	0.95
		R4	-5.28	-5.36	-6.48	-6.41	-6.34	-5.71	-5.49	-5.39	-4.99	-5.36	-5.35	-5.3	-5.62	1.49

(注) L：固定点から地下水面までの距離

H：地下水位（基準面からの高さ）・・・固定点標高により（T. p. m）に換算

(3) 水準点測量調査結果

(単位：m)

番 号	区分	住 所	平成20年度	平成24年度	平成28年度	令和2年度
11138	国	森岡字取手124-1	2.7873	2.7898	2.7888	2.7913
A-169	愛	緒川字屋敷二区58-1	2.3953	2.3965	2.3911	2.3926
A-409	愛	緒川字平成81	4.4515	4.4546	4.4528	4.4556
A-170	愛	石浜字芦間44-1	2.9879	2.9913	2.9899	2.9920
11140	国	生路字浜田1-2	1.1926	1.1952	1.1916	1.1950
11141	国	藤江字山敷101-2地先	5.8260	5.8329	5.8301	5.8338

(注) 区分：管理機関 国＝国土地理院、愛＝愛知県

国が管理している水準点においても愛知県が標高値を観測

水準点測量調査は、平成20年度から4年毎に実施

7 公害防止協定

公害防止協定締結の現況

企業の生産活動によって発生する公害を未然に防止する必要があることから、昭和48年から町内企業48社と「公害防止協定」を締結しています。

公害防止協定は、地域住民の安全で快適な生活環境の保全を図るため、企業から排出されるばい煙や排水、騒音、振動などを規制し、必要に応じて企業への立入調査や改善指導を実施することを申し合わせたものです。

公害防止協定締結企業

(令和5年3月31日現在)

	締結企業名	所在地	業種	締結年月日	備考
1	知多舗材(株)	森岡字藤後27-2	アスファルト混合物製造販売	昭48. 12. 6	
2	カリモク家具(株)	緒川字申新田二区40-3	木製家具製造業	昭49. 4. 1	平22. 4. 1 刈谷木材工業(株)とカリモク家具販売(株)が合併し社名変更
3	(株)岡島パイプ製作所	緒川字葭狭間1-5	鋼管製造販売	昭49. 5. 18	
4	(有)成田鍍金工業所	石浜字なかね4-3	電気亜鉛メッキ業	昭50. 4. 22	
5	住化積水フィルム(株)名古屋工場	緒川字市右原2-2	プラスチック製品の製造販売	昭52. 11. 5	
6	東浦カリモク(株)	藤江字南栄町1-14	木製家具製造業	昭55. 2. 15	
7	名古屋パイプ(株)	藤江字午新田1-2	鋼管製造販売	昭55. 10. 29	
8	(株)LIXIL常滑東工場	藤江字亥子新田1-11	陶磁器・関連物製造	昭55. 10. 29	平23. 4. 1 INAXから社名変更
9	(有)片山ラチス製作所	藤江字亥子新田1-6	紡織機用機械器具・テント等製造販売	昭55. 10. 29	
10	(株)大和電化工業所	藤江字午新田1-4	金属表面処理	昭55. 10. 29	
11	大成工機(株)	藤江字午新田1-3	金属工作機械・治具工具製造販売	昭55. 10. 29	
12	平林工業(株)	藤江字前新田3-18	自動車部品のプレス	昭55. 12. 25	
13	(株)マスティック東浦工場	緒川字赤坂1-88	自動車部品製造	昭55. 12. 25	

	締結企業名	所 在 地	業 種	締結年月日	備 考
14	豊明木工(株)	藤江字皆栄町108	木製家具製造業	昭56. 7. 13	平25. 4. 1 衣浦カリモク(株) と愛知カリモク (株)と豊明木工(株) が合併し、社名 変更
15	インセント(株)	森岡字上源吾36-71 他	廃棄物処理業	平22. 3. 29	平21. 3. 31 久野不動産廃 業により施設 を承継
16	日研化学(株)	藤江字南栄町1-76	合成樹脂成型加工	昭61. 8. 18	
17	オオブユニティ(株)	森岡字外新切27-1	廃棄物処理業	昭62. 9. 8	
18	マルシン工業(株)	藤江字午新田1-39	自動車部品加工	昭62. 12. 3	
19	(有)小田工業	藤江字午新田1-12	金属加工業	昭62. 12. 3	
20	東部知多衛生組合	森岡字葭野41	一般廃棄物処理	昭63. 12. 15	
21	長谷川鉄工所	藤江字午新田1-36	金属加工業	平 3. 1. 16	
22	愛知製鋼(株)	藤江字南栄町1-12	電子部品製造	平 5. 3. 26	
23	トーエイ(株)リサイクルセンター	藤江字亥子新田74	廃棄物処理業	平 9. 3. 28	
24	(株)げんき	緒川字北靱谷鐘11-11	廃棄物処理業	平23. 1. 14	平22. 6. 22 (株)ティーエスクリエイト から施設承継
25	(株)ジャパニーズディスプレイ	緒川字上舟木50	液晶部品製造	平10. 8. 11	平25. 4. 1 (株)ソニーモバイルデ ィスプレイウエストか ら社名変更
26	(株)名古屋精密金型	緒川字北鶴根66-5	プラスチック用金 型製造	平12. 1. 28	
27	知多カリモク(株)	藤江字南栄町1-15	木製家具部品製造	平14. 4. 1	
28	(株)澤田工業所	緒川字宮戸 77-1	自動車部品製造	平 14. 4. 8	
29	(株)豊田自動織機 東浦工場	緒川字下婦夫坂1-1	自動車部品製造	平14. 8. 1	
30	(資)都築精機工業所	緒川字宮戸43	自動車部品加工	平15. 6. 24	
31	東浦三共(株)	森岡字栄北60-19	自動車部品製造	平16. 6. 11	平17. 3. 1 三共鋼業(株)か ら承継

	締結企業名	所 在 地	業 種	締結年月日	備 考
32	武田機工(株) 東浦営業所	森岡字栄北60-15	配管加工業	平17. 2. 24	
33	イヅミ工業(株) 石浜工場	石浜字下子新田18-1	自動車部品製造業	平20. 4. 1	平20. 4. 1 (株)豊田自動織機エンジン事業部石浜事業所より設備承継
34	トーエイ(株) ガラス再商品化施設	藤江字南栄町1-38	廃棄物処理業	平17. 5. 19	
35	(株)テクノアサヒ	藤江字午新田1-34	自動車部品加工	平17. 5. 19	
36	(株)ティラド 名古屋製作所	藤江字折戸1-7	ラジエーターの製造	平17. 6. 17	平17. 6. 11 東洋ラジエーター名古屋製作所より社名変更
37	(株)片桐工作所	森岡字栄北60-11	金属精密部品製造	平17. 7. 1	
38	(株)豊田自動織機 森岡事業所	森岡字栄北60-1	自動車部品製造	平17. 11. 4	
39	(株)アイキテック	森岡字栄東1-1	自動車部品製造	平18. 7. 3	
40	(株)重機鋼産	緒川字両筋道11-70	廃棄物処理業	平21. 4. 1	
41	(株)JA 東海グリーン	緒川字葭池 44-3	廃棄物処理業	平 24. 1. 4	
42	(株)トリプルエナジー	緒川字上広狭間 30-17	廃棄物処理業	平 22. 1. 28	
43	高木建設(株) リサイクルプラント	緒川字地獄谷9-3	廃棄物処理業・建設業	平22. 3. 29	
44	(株)松尾製作所 東浦工場	緒川字北鶴根12-1	自動車部品製造	平27. 2. 27	
45	(株)デンソーダイシン	藤江字前新田3-19	自動車部品加工	平29. 9. 1	
46	伊藤金属工業(株)	緒川字姥池100	自動車部品製造	令 2. 4. 1	
47	(株)東海理機	緒川字葭狭間3-3	輸送機器製造	令 3. 3. 1	
48	(株)豊田自動織機 石浜工場	石浜字願並1-1	電動車用電池製造	令 4. 10. 25	

8 地球温暖化対策事業

(1) 住宅用地球温暖化対策機器設置費推進事業

地球温暖化防止対策の一環として、平成 19 年度より、高効率エネルギーシステムを始め多くの住宅用地球温暖化対策機器の導入を促進してきました。平成 21 年度から補助対象としていた太陽熱利用システム、太陽熱高度利用システムは、住宅様式の変化により、平成 30 年度をもって補助を終了し、令和元年度より、新たに環境への負荷の少ない家庭用エネルギー管理システム (HEMS)、定置用リチウムイオン蓄電システムを対象システムに追加しました。令和 3 年度からは、対象システムを家庭用エネルギー管理システムから一体的導入システムに一部変更し、CO₂ 削減や省エネの推進活動をしています。

年度別補助の状況

(単位:件)

種 別 \ 年 度	H30	R1	R2	R3	R4
太陽熱利用システム	1				
太陽熱高度利用システム	0				
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	21	14	18	13	8
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)		23	29		
定置用リチウムイオン蓄電システム		37	70	34	44
一体的導入システム				28	23

(2) 東浦町の家庭部門における二酸化炭素排出量

東浦町では、平成 25 年を基準として、令和 12 年までに温室効果ガスの排出量を 26%削減することを目指しています。

	平成 25 年度 実績【基準】	令和元年度 実績	令和 2 年度 実績	令和 12 年度 【目標値】
二酸化炭素排出量 (千 t-CO ₂)	71	54	56	51

【使用した統計データ】 環境省「自治体排出量カルテ」

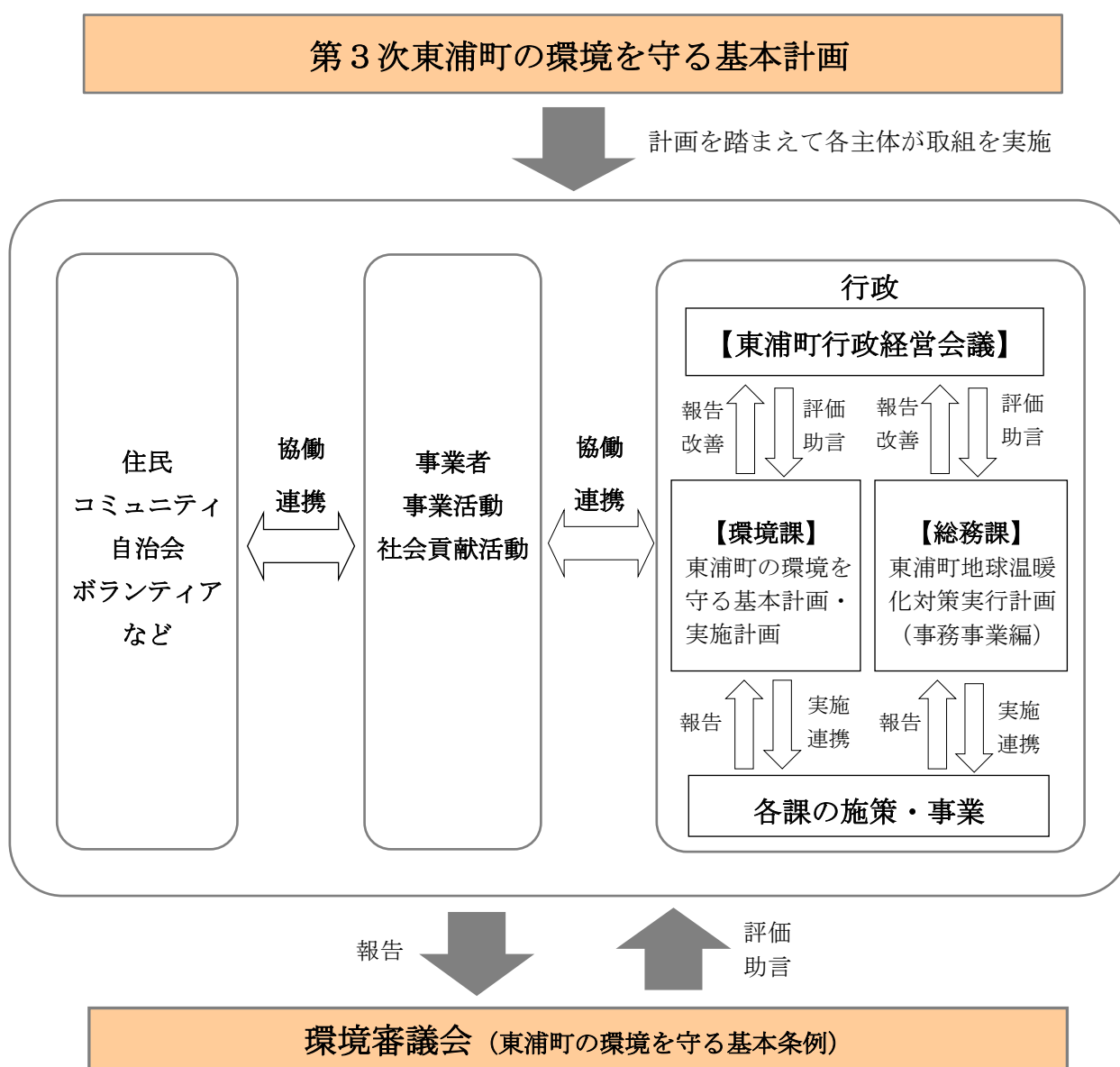
9 環境基本計画の推進

平成9年3月に制定した東浦町の環境を守る基本条例に基づき、「東浦町の環境を守る基本計画（第1次）」を平成12年3月に策定しました。平成23年4月には令和2年度を目標年度とする「東浦町の環境を守る基本計画（第2次）」を策定し、総合的に環境保全施策を推進するため、各種事業を展開してきました。

令和3年3月には、本町の住民意識、産業の変化、都市成長、社会経済動向も変化しつつあることを踏まえて改定を行い、今後10年間における本町の環境行政、住民や事業者のみなさんとの協働による取組の方向性を定めました。

今後さらに複雑化・高度化する環境問題に向き合うため、計画に掲げる施策の進捗状況を定期的に確認、評価及び改善等を行い、施策を推進していきます。

■計画の推進・進行管理の体系



環境基本計画実施計画(抜粋)

基本目標1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり

1-1 エネルギーを節約する

取組名	令和4年度実績
家庭・事業活動における省エネルギーの普及・啓発	ホームページで環境配慮指針(住民編・事業者編)を周知 事業者が実施する環境にやさしい取組をHPで紹介 東浦町における二酸化炭素排出量をホームページで公表
次世代自動車やエコカーの普及促進	公用車1台をPHV車へ更新 次世代自動車を購入する住民に対し、補助金を交付(48件) 補助金について、広報紙やホームページで啓発を実施 補助金について、近隣の自動車販売業者に周知
防犯灯・交通安全灯のLED化の推進	防犯灯及び交通安全灯の修繕(取替)時にLED照明への切り替えを実施
「う・ら・ら」など公共交通の利用促進	広報紙に「う・ら・ら」に関する記事を掲載 藤江サロンや東ヶ丘幼稚園、藤江保育園、緒川保育園、産業まつりでバスの乗り方教室を実施 のりつぎ旅の実施 公共交通パンフレットの発行
徒歩や自転車利用の促進	西平地西之宮線の自転車歩行者道の整備及び緒川南北線の整備を実施 石浜152号線の歩道整備を実施 吉田線の用地買収、藤江26号線の土地評価調査を実施
東浦町における省エネルギーの率先行動	第2次東浦町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、温室効果ガス削減の取組を実施 掲示板で環境月間や公用自転車の利用促進について周知 公用自転車の利用に係るCO2の削減量を集計し、ホームページで公表 福祉施設の照明器具(LED)のリース契約の継続や空調器具の更新 児童施設修繕の際に、随時LEDの照明への取り換えを推進 保健センターのLED照明への取替えを検討 勤労福祉会館のLED化を実施 公園の照明交換時にLED化を実施(12本) 緒川小学校、西部中学校、森岡小学校の設置工事で2015年、2018年省エネ基準値クリア商品を導入 石浜コミュニティセンター、資料館の空調システムの更新 文化センター及び地区コミュニティセンターの照明のLED化を検討 緒川小学校保健室照明機器取替修繕でLED照明を導入 東浦町体育館トイレの照明機器のLED化を実施

1-2 再生可能エネルギーを活用する

再生可能エネルギーの活用促進	ホームページ、広報で住宅用地球温暖化対策機器の補助金の実施について掲載 事業者へ県が実施している講演会等の開催情報を情報提供 (「あいち省エネセミナー」「あいち省エネ相談」「あいちエコアクション・ポイント事業」)
農地における農業と太陽光発電の両立についての紹介	営農型太陽光発電について、町ホームページに掲載
公共施設における再生可能エネルギーの創出・活用の推進	関係各課へ再生可能エネルギーに関する情報提供を実施 各公共施設において、太陽光パネル等の導入や各施設の管理を行う上で再生可能エネルギーの活用が可能であるか等を検討 年間で14,752kwhの再生可能エネルギーを創出し、売電を実施

1-3 気候の変動に適応する

熱中症予防対策の普及啓発	熱中症に関する内容を取り入れた健康講話を実施(健康教室)
豪雨・土砂災害への治水・防災対策の推進	県が岡田川、豆搦川、須賀川の河川改修工事を実施中 岡田川、明徳寺川、豆搦川、須賀川において草刈を年1~2回実施 広報1月号と併せた防災マップの配布、HPでの公開を実施

基本目標2 自然と生き物を大切にするまちづくり

2-1 緑や水辺の自然地を守る

取組名	令和3年度実績
公共施設における緑化の推進	役場敷地内の植栽や樹木の剪定や草刈等、景観に配慮した緑化の管理を実施 防災倉庫敷地内の緑地への水やり等により、緑化を維持 花壇や樹木等を含め老人憩いの家の維持管理を実施 保育園の園児や児童館に来館する児童と植樹及び維持管理を実施 保健センター敷地内の植物の植え込み作業を実施 勤労福祉会館敷地内の除草作業や枯草の清掃を実施 勤労福祉会館敷地内の高木、低木の剪定を実施 公園等の公共施設の植栽や樹木の剪定と緑化の推進を通年で実施 学校敷地内の花壇の管理や樹木の剪定を実施 文化センター、コミュニティーセンター、藤江公民館、郷土資料館の施設の樹木の剪定や植栽等の維持管理を実施 体育館等の高木、低木の剪定を実施 文化センター敷地内の花壇の管理や樹木の剪定を実施 緑化活動団体の協力を得て施設敷地内の清掃・伐採及び維持管理を実施
民有地・住宅敷地などにおける緑化の促進	広報で東浦町都市緑化推進事業補助をPR(4月号) 広報で生垣設置補助をPR(4月号)
河川やため池周辺の自然地としての整備・保全の推進	明徳寺川に親水施設を整備 岡田川、明徳寺川、豆搦川、須賀川において草刈を年1～2回実施 町内のため池24箇所の草刈を年1～2回適宜実施
農業生産の場所としての農地の保全・活用	79haの利用集積を設定
地域の特性を活かした景観形成の推進	景観全般の取組みを実施 届出等事務を適切に実施 東浦町景観まちづくり委員会を開催(2回) 東浦町景観コンテストを実施(絵画、写真、取組) 東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助の実施とPR

2-2 地域の生態系を保全する

外来種対策の強化	外来種対策研修会に出席(12/1) 広報紙及びホームページで外来種対策を啓発(オオキンケイギク、セアカゴケグモ、ヒアリ、ナガエツルノゲイトウ等)
住民による生物の生息状況調査、自然観察会などの拡大	東浦の自然に親しむ観察会を5回実施(4/10、5/14、6/18、8/6、11/12) ホームページで観察した生き物を掲載 チラシ及びホームページ等で開催をPR

2-3 生活の中で自然・文化を活かす

里山保全活動の促進	里山で活動するアダプトプログラムへ物品の支給を行い、活動を支援 東浦自然環境学習の森保全活動団体や森内で活動をする事業者への支援を実施 里山保全活動の年間参加者数:2,899人
保存樹木・保存樹林の指定・保護育成	保存樹木等維持管理費補助金を交付(19件)
東浦町農産物の地産地消の促進	本町の農作物をホームページでPR 学校給食(9月)に巨峰を使用 食に関する巡回指導の実施(年112回) 各業者へ地元農産物を納入するように依頼 保育園給食で巨峰を使用(8月) 保育園で食育の実施(年79回) 保育園給食に地元農産物等を納入するよう業者へ依頼
歴史・文化遺産、伝統行事の継承・活用	指定文化財の所有者や保存団体へ補助金を交付(3団体) ガイドボランティア養成講座を開催(6/29～7/20) ガイドボランティア登録者数(35人)

基本目標3 ものを大切にしながらごみを出さないまちづくり

3-1 ごみを減らす、ものを大切にする

施策名	令和4年度実績
家庭系ごみ減量の普及・啓発	広報紙・ホームページで、3Rに関する情報の提供を実施 出前講座を実施し、ごみの分別と減量に対する住民の意識啓発を実施
事業所に対するごみ減量の普及・啓発	ホームページで、ごみ減量に関する情報や適正処理の方法に関する情報の提供を実施 県から啓発チラシの配布依頼があり次第、適宜町内事業者へ配布
レジ袋削減、包装簡素化の促進、マイバックの利用普及	レジ袋削減などの協力を呼びかけ、取組成果をホームページで公表
バイオプラスチックの普及・活用促進	他自治体におけるバイオマスプラスチックの使用状況等を確認するとともに、バイオマスプラスチック使用製品の利用促進に関する周知等について検討を実施
食品ロス削減の促進	広報紙、ホームページで、食品ロスに関する情報提供を実施 窓口で3010運動に関するチラシを配布

3-2 資源化・再使用を推進する

ごみ分別の周知の徹底	「ごみの分け方・出し方」についての出前講座を行い、資源ごみの分別方法や出し方の情報提供を実施
本のリユース・リサイクルの推進	本のリサイクルフェアを開催(4月:3,086冊、11月:3,408冊) 雑誌のリサイクルフェアを開催(6月:1,283冊)

3-3 ごみを適切に処理する

ごみ処理過程の住民への情報提供	ごみ処理及びリサイクルの流れについてホームページ上で情報を発信 出前講座を実施し、ごみ処理全般の内容についての説明を実施
-----------------	---

基本目標4 みんなで身近な生活環境を守るまちづくり

4-1 公害をなくす

悪臭を排出する事業所からの届出の徹底	悪臭を発生させる事業所に対し、悪臭関係工場等届出書を受理(28箇所の事業所より提出) 環境パトロールを通じた警戒活動を実施
公共下水道への接続促進、合併処理浄化槽の設置・適正管理の促進	污水管の整備(整備率88.6%) 広報及びホームページで、転換設置及び浄化槽の適正管理に関する内容をPR 合併処理浄の転換設置に対する補助事業を実施(7件)
生活排水の浄化の促進	役場ロビーにて生活排水対策クリーンキャンペーンを開催(7/29) 広報で生活排水による河川の水質汚濁防止を啓発(7月号) 広報やホームページ等で下水道施設の損傷防止対策等を啓発
日常生活からの公害の発生防止	野焼き等の行為者に対して指導を実施 広報紙及びホームページにて野焼きの違法性や環境への影響を周知 町内の監視パトロールを実施

4-2 まちをきれいに保つ

ごみのポイ捨て防止の啓発	ポイ捨て禁止看板の貸し出しでポイ捨て防止の啓発を実施 ボランティアでポイ捨てごみを拾ってくださる方を支援するため、ボランティアごみ袋を配布
地域主体の美化活動、ごみゼロ運動などの促進・支援	ごみゼロ運動におけるゴミ袋の提供を実施 清掃活動等で出たごみの回収を実施 美化活動を実施(3月)
アダプトプログラムによる美化活動の推進	登録団体へ152,042円分の物品支給(45団体) 7団体へ町感謝状を送付 HPでアダプトプログラムをPR
不法投棄のパトロール強化	広報紙、ホームページ等にて不法投棄防止の啓発を実施 週5日の環境監視パトロールを実施 不法投棄発見箇所:43箇所
産業廃棄物処理施設に対する監視の実施	県と合同で産業廃棄物処理施設への立入調査を年2回実施 環境監視パトロールによる産業廃棄物処理施設の警戒を実施

基本目標5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり

5-1 環境の状況や目標を共有する

施策名	令和4年度実績
「東浦町の環境」の公表	「東浦町の環境」をホームページで公表
広報ひがしうら、ホームページ、SNSの活用による環境情報の発信	環境に関する幅広い情報を広報紙やホームページ、SNSなどを通じて発信 広報紙には「知っていますか？オオキンケイギク」(広報5月号)「里山の保全活動と竹の子掘り」(広報5月号)「ヤギさん除草作業員が登場！」(広報10月号)などを表紙等に掲載 環境に関するチラシ等を、パンフレットスタンドや環境課窓口で配布 環境に関する最新情報等を広報紙及びホームページに掲載

5-2 環境をみんなで学ぶ、取り組む

NPO・ボランティア団体などによる環境活動の促進	登録団体へ152,042円分の物品支給(45団体) 7団体へ町感謝状を送付 HP、広報紙でアダプトプログラムをPR
東浦町版環境7S運動の推進	ホームページで環境7S運動について掲載し、啓発
多様なグループによる環境活動の促進	明德寺川の自然を守る会等の地域で活動している団体等に対し、活動支援及び資料を提供(水質調査用バックテストの提供と透視度計・水温計の貸出し) ホームページ等で環境活動に関するイベントのPR(流域モニタリング一斉調査、冬の星空を観察してみよう等)
環境学習や環境イベントの開催の支援	東浦の自然に親しむ観察会を5回実施(4/10、5/14、6/18、8/6、11/12) チラシ、ホームページ、広報誌で開催をPR
こどもエコクラブ活動の推進	各児童館へ継続登録を依頼(4/15) メンバー:7児童館で822名が登録 ホームページで参加PR
小中学校における環境教育の推進	北部中学校、森岡小学校、緒川小学校トライアングルクリーン隊が清掃を実施(10/22)
ユネスコスクールの活動支援	緒川小学校は、海外の学校を相手国としたアートマイルの活動を実施 藤江小学校は、野鳥観察や学校周辺の竹林観察、竹炭づくりを通したESDの活動を実施 ホームページ等でユネスコスクールの活動内容等を掲載
図書館における環境図書の充実	環境をテーマとした特集展示を実施
環境活動の担い手の育成	自然環境学習の森で環境保全活動リーダー育成講座を開催(10/10、参加者15名)
環境に関するイベント情報の集約発信	環境に関するチラシ等を、パンフレットスタンドや環境課窓口で配布 環境に関する最新情報等を広報紙及びホームページに掲載

5-3 環境にやさしい活動や暮らし方に見直す

環境にやさしい暮らし方やエコライフの紹介	ホームページ等で住民へ東浦町環境配慮指針をPR ホームページで住民が実践している環境に配慮した行動を紹介
環境にやさしい事業活動や働き方改革の促進	ホームページ等で事業者へ東浦町環境配慮指針をPR 町内の事業所から実践している環境に配慮した取組を募集し、ホームページで紹介 事例の情報収集を実施
コンパクトなまちづくりの推進	立地適正化計画を策定し、令和5年4月1日に公表 東浦駅については、西側駅前広場再整備のため用地を取得